

女子の渡航者漸次其の数を増し大正七年調査に依れば八十五名の多きに達し総数の約三割を占むるに至れり。

渡航者年別表

同	明治二十四年	三人	同	大正四十四年	二六一人
同	明治二十五年	三人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治二十六年	八一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治二十七年	二一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治二十八年	二一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治二十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十二年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十三年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十四年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十五年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十六年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十七年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十八年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治三十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十一年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十二年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十三年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十四年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十五年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十六年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十七年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十八年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治四十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十一年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十二年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十三年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十四年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十五年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十六年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十七年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十八年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治五十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十一年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十二年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十三年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十四年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十五年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十六年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十七年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十八年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治六十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十一年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十二年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十三年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十四年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十五年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十六年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十七年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十八年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治七十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十一年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十二年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十三年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十四年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十五年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十六年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十七年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十八年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治八十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十一年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十二年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十三年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十四年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十五年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十六年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十七年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十八年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治九十九年	一一人	同	大正四十四年	二五三人
同	明治一百年	一一人	同	大正四十四年	二五三人

第四章 官公署

一、田原村役場

本村役場は大字下田原城道吹上三十七番地の旧戸長役場を仮用したりしが狭隘なるを以て新築の議起り大正元年(明治四十五年)六月十八日、字和田前二二八番地即ち現在の地に移転し以て現今に至れり。

二、田原郵便局

元は本村大字下田原四百二十七番地にあり明治三十六年十二月下田原郵便受取所と称せしが全三十八年四月下田原郵便局と改称せり。全四十二年十月現今の四百四十五番地に移転し、全四十四年三月三十一日開始し又電話は同年十月十一日開始せり。

三、巡査駐在所

明治十七年下田原村に巡査派出所を設け、下田原、佐部、上田原の三ヶ村を管轄せしが同二十二年巡査駐在所と改称し最初は下田原字城道吹上三七番地役場隣にありしが四十三年七月拾番地芝水穂住宅を仮用し四十四年二月、更に四百参拾貳番地井本徳蔵住宅を使用したりしが四十五年四月新築の議起り字坊六百三十六番地の田地を埋立て、大正二年十二月新築に着手全三年二月落成し同年二月二十六日を以て移転せり。

第五章 財政

一、藩政時代の貢租

紀州一國の地は天文文祿の間、諸国と共に行われたれども其の高詳ならず。慶長六年浅野氏受封の時、奉行石黒半兵衛を持て改め替りて従来二十万石(高野寺領を除く)の地を三十七万五千石に取立たり。之を古検といふ。元禄以前の租法は之を標準とす。徳川頼宣は之を古検といふ。元禄以前の租法は五千人を受封せり。後元禄十年十一月に渉りて更に檢地ありて古検地高を補正し新田を檢出すること多かりき、之を新検といふ。以後の租法は之に準ず。爾來畑返りを禁止し新田の開墾を奨励したるが故に石高は漸次に増加し天保の頃の歲入出決算書には六十二万四千三百四十石を計上し慶応二年の目盛には六十二万九百四十石と記せり。かくの如く慶應二年の目盛には六十二万も周く行われ隱田等の如き百姓の如く度々の檢地に於て存在せざれど僅に檢地の際種々の方策を講じたり。藩政時代に於ける納租の法は先ず土地に石高を盛り付け之に免を乗じて納租の高を定む。其石高を盛り付けんとするには(之を石盛といふ)田地の好悪に

応じ上中下の等級を分ちて坪刈りをなしたる後平均一坪の收穫
 一升なれば一反歩三石なり。内五分を種代、五分を欠米一割
 を年々損耗と看做し合計三割を減じ二石四斗となる。五合摺と
 して米一石二斗なり。即ち之を上田の石盛十二とす。中田下田
 は之に準じて通減す。之を各反別に乘じたるものを高という、
 即ち石高なり。之を一村に通計して村高とす。而して其の貢租
 はこの石高に免を乗じたる高を以て定む。例えば免一つなれば
 高一石に付き貢租一斗の割とす。又其の免を定むるは毛見の法
 に依る。毛見は公文には渾て検見の字を用う。田畑に栽培する
 植物を毛と称す。毛見とは其の年の立毛を見て豊検を定むるの
 謂ひにて毎年九月秋作の熟するを待つて郡奉行(代官)

は検見として在方に出張し大庄屋、庄屋をして坪刈穂摺の用意
 をなさしめ適宜の地を相して坪刈をなし其の場にて穂摺をなし
 其の地の收穫高を検するなり。又定免とて常に水旱損の患なく
 或は毎年の收穫概ね一定し或は又豊凶平均の納租を望む村里の
 請願により永定免即ち定期の免とし又は五年七年の年季を附し
 て租額を一定せしむる時あり又定免の付方にして非常の天災を蒙
 り毛見を願ひ出づる時は検見の上、田租十分の三以上の損毛に
 当れば減租を許すことあり之を破免と謂う。毛見は単に登量に
 のみ抛るに非ず其の年の豊凶は論を待たず村民の貧富田畑自由
 作の有無耕耘の勉否餘業の種類産物の有無肥料の難易運輸の便
 否用水の潤否等百般の村況を視察し偏輕偏重に流れず公平無私
 に検定とするを主眼とし民治行政中特に重要なるものなれば特
 に熟達の老吏を選び厳肅に之を行いたるものなれども苛欽誅求
 に苦しむたる当時の百姓は検見の際下級吏員と結託して不正の
 利を図ることありて頗る私曲の行はれたるものなりという。か
 くて其の年の立毛相応の見立をなして免を定むるものなるが貢
 租の率は六公四民收穫高の六分は官納四分は人民の所得な
 りとす。之を生租とし外に附加税として

差米 生租 一石に付 二升五合宛
 口米 同 二升宛
 糠藁代米 高 百石に付 一斗九升宛
 郷役米 同 一斗三升宛
 等種々の特別税あるが故に收穫の凡そ十分の八は収公せられ残
 りを以て肥料代農具料を辨じ又一家の生計費に供せざるべから
 ざるが故に百姓の得る所は幾許もなく漸く裏作(麦)によりて其

の生計を支え得るに過ぎず稍もすれば収支相償はずして逃亡を
 企つる者あるに至れり。但し新田は其の開墾の年より歛先とし
 て三年間無年貢と定め且つ糠藁代等二、三の附加税を免除せら
 れたり。
 扱て当村の石高は幾許なりやというに明治六年調査によれば、
 佐部村 百七十九石二斗五升八合
 上田原村 二百四十四石七斗三合
 下田原村 四百七十四石六斗八升四合
 にして又其の免は幾許なりしやというに下田原村は文書の徴す
 べきものなけれども佐部上田原両村分は明治五年免割帳に左の
 記載あり

明治二年(巳)より明治四年(未)迄三ヶ年
 定免五ツ七分

一、 高百七十九石二斗五升八合 佐部村
 内、 高十二石五斗九升九合一勺 諸永引
 残高 百八十六石六斗五升八合九勺
 此貢米 百二十石一斗七升七合
 此毛付免 六ツ一分三厘九糸余

明治二年(巳)より明治四年(未)迄三ヶ年
 定免六ツ七分

一、 高二百四十四石七斗三合 上田原
 内、 高二十一石四斗二升四合 諸永引
 残高 二百二十三石二斗七升九合
 此貢米 百六十三石九斗五升一合
 此毛付免 七ツ三分四厘二毛九糸内

明治六年調 高反別表

左表は明治六年三月和歌山県令より大蔵大輔に宛てたる報告書
 中に記せるものなり。

佐部村
 反別 高百七十九石二斗五升八合
 新田 高十六町五斗六升三勺
 反別 高十五石四斗九升八合
 反別 二町一反六畝六歩

上田原村

高二百四十四石七斗三合

反別 高二十町一反三畝四歩

新田 高六十四石三斗八升三合

反別 七町三反七歩

下田原村

高四百七十四石六斗八升四合

反別 四十一町六反四畝

新田 高十五石七斗七升九合

反別 三町四反六畝三歩

二、與力地

本村の内下田原は前記の如し。和歌山藩直轄に属せるが上田原
 佐部は新宮藩にして與力地なり。時、特に附與せられし勇士にして後重仲公が新宮に入りし時、隨
 従し來れるものにて直臣の格なりしが水野土佐守忠央の時藩士統
 一の必要上幕府の允許請い他の藩士と同一の待遇となりしものに
 て直臣時代には甚だ跋扈せしものなり。何期徳川史に曰く與力は許元幕府の直臣何れも覺ある歴々武功
 の士、殊に高禄也。古與力と稱するは即ち加勢の義にして與力其
 の者も驍將に属し一武功を顯さんと希望し之が將たるものも可成
 勇士を部下に率いんと休戚を興にせんと志し最も親密なりしとこ
 ろ地平年久しく一口に與力同心と稱し自ら輕輩視するに至りしも
 のなり云々。扱て上田原佐部の石高一〇〇〇知行所治单萃意に依りて左に
 摘記せん。

元和封初

新宮與力

高 百七十八石七斗四升八合 佐部村
 高 二百四十三石二斗三升 上田原村

正保三年 割延今高

高 二百四十二石六斗五升

高 三百四十二石九斗三升

與力岩手弥左衛門(百五十石の内)

高 三十六石一斗四升

此元高 二十九石五斗四升六合

與力平岩七左衛門(二百石の内)

高 百一石六斗七升

此元高 八十六石三升七合六勺

與力岩手九左衛門(百五十石の内)

高 九十三石一斗九升七合

此元高 七十一石七斗一升九合

與力平岩助右衛門(六百石の内)

高 百六石三斗

此元高 八十六石三升七合

此元高 八十八石六斗

此元高 七十一石七斗一升九合

與力井上庄蔵(三百石の内)

高 九十六石一斗七升五合

此元高 七十一石七斗一升九合

與力内藤平左衛門(二百石の内)

高 七石八斗四升三合

此元高 七石一斗八升四合

免二ツ五厘八毛二糸の内

高 十五石四斗九升八合

取 三石七斗三升七合

取 六十石六斗五升五合

取 十三石六斗

免四ツ八厘一毛一糸の内

高 二百十五石八斗一升三合

佐部村

佐部村

上田原村

上田原村

佐部村

佐部村

上田原村

上田原村

上田原村

上田原村

取 百石三斗八升四合
取 三百十三石九斗八升六合 上田原村
取 百六十三石九斗五升一合

三、貢租以外の附加税

藩政時代の生租たる貢米の納出法は前記の如し、而して此の貢租に付随せる附加税と外に諸種の特別税(小物成と称す)とあり今左に之を略記すべし。附加税には左の数目あり。

イ(二分米)

高 百石に付き 米二石但し新田は不納
国初に於いて藩主江戸下向の節百姓高百石に付人夫二人宛を出さしめしが後には人夫を止めて米納となさしむ。延宝元年よりは米一石を六十目替とし銀納となさしむ。

ロ(糠藁代米)

高 百石に付米一斗九升 但新田には不納
元は馬の飼料として高百石に付糠五石藁十八束宛納めしが慶安元年より前記の如く米納と定む。

ハ(口米)

年貢百石に付二石宛
代官所入費手代物書の給料に充つるものなり。

ニ(差米)

年貢百石に付二石五斗宛
年貢米一俵は米四斗づつ入れ納めたるも度々持ちなやみ米の善悪を見改むる等にて耕目の減ずるを補わんがため一俵に付き一升宛の割にて別段に之を収めしむ。

ホ(郷役米)

高 百石に付米一石三斗宛 但し 新田は不納
又一分二厘米という「紀州田畑の書」に曰く在々池川御普請は先年は百姓を遣い候処兼應二年より高百石に付米一石三斗づつ在々より納させ人足を召抱へ普請に遣い申候人夫多く入り候節は百姓共に賃米相応に遣して使い申候。但し一米は村々に取立置き御普請

入用に遣い申候」とありて各地に於ける溜池堤防修築の費用に充しものなり。熊野年代記に兼應四年太田色川與力地一分三厘米始まることあり附加税中郷役米は最も嚴重に徴収したるものにして普通の貢租未納の場合と雖も郷役米のみは必ず上納せしめ且つ凶年に際しては窮民救済ため田地普請等の事業を起すこと多きにより尚郷役米の必要を感じべきにより嚴重に之を徴収し若し納付したる郷役米を代官に於いて貢租の方に差引計算せんとする時は之を拒絶すべく又郷役米の滞納を生じたる場合は代官の責任たるべき旨嚴重に諭示せられたるものなり。

四、貢租以外の特別税(小物成)

以上附加税以外の租税は凡て小物成と称して之を徴収せり紀州田畑の書に曰く
小物成は浅野紀伊守時代より田畑年貢の外に口銀運上等の類品々筋并に御入国以来田畑年貢の外新規の御納筋の分は小物成と相極め其の中加子米二分口茶口佐八山方銅山等は其の役所役所より御勘定の上別段に納め申候。

イ(加子米)

元、御国船と称し国主乗船の水主を沿海の請村より徴発したりしが後之を加子米と改め米を以て上納せしむ。

ロ(二分口)

又口銀と称す別項に之を詳記す。

ハ(帆別米)

帆の端数により船舶の運上を徴するものにて五端より上、大端帆迄は一端に米八升づつ、四端帆は以下は之を徴せず、奥熊野は四端より七端帆迄八升、口熊野は六端帆五升、五端帆四升で七端より上一端一升づつの定めなり。又、床銀として大船一艘に銀二匁づつ、小舟一艘につき一匁づつを徴せり。この床銀は本村下田原浦に於いても上納せしものにて本項末に記載せる安永九年及び文化元年の舟床銀差出書に依りて之を知るを得べく安永九年には十二艘にて二十四匁文化元年には四十艘にて八十匁なれば右は何れも大船にして一艘に付二匁の割なり。

二(諸漁之口) 漁業者に賦課する税金にして水夫米と称し一浦村毎に一カ年米三斗を上納せしむ。

ホ(山年貢) 一に山手米山手銭等の称あり、村持、百姓持の山林に賦課する税金なり。後年には山税とも称せり。

ト(貝取運上) 寛永の頃より定りたる鮟貝取運上にして本郡中津荷下田原両村は錢五百文宛上納せり。他郡にては有田郡小豆島より錢一貫四百三十文上納せり。

チ(冥加金) 以上小物成の外に商工業者より特別に徴収する冥加金なるものあり藩の制度にては商工業者の数は概ね一定し猥りに他人の就職を許されず故にこれ等特別の恩恵を蒙りたるものより冥加金として之を収めありしものにして許可せられたる際一度限りに納せるものあり又年々納せるものありて一定せず。

リ(諸役引) 一、諸役引とあるを(変更) 加子米を納むる浦々伝馬所船渡場大工其の他特別の負担任務を有する処及び寺社領には役引と称して二分米郷役米を免除せり。

一、銀 舟床銀差出(床銀参照) 此舟数十二艘 右は当年村中舟数相改申し書付差上申処相違無御座候一艘にても隠置き外より訴人御座候はば本人は不及申上庄屋肝煎曲事可被仰付候。以上 寛永九子五月

御代官所

下田原浦 庄屋肝煎

一、船床銀差出 船数合四拾艘也

右は当浦当年船数相改候処如斯相違無御座候(以下同文) 文化元年子五月 下田原浦 庄屋 才助

御代官所

同所 肝煎 良助 右同断 惣吉

五、二分口

藩政の頃は二分口役所なるものありて諸物産に二分の税銀を課せり。即ち小物成(雑税)中の税目にして其制遠く慶安の昔に創り封内津浦河流の要所に役所を置き河海によりて輸出入の物品を査し之に對し二分の代銀を収めしむ国の内外を論ぜず物の公私を問わず苟も輸出に關する物は必ず徴収し犯す者は其物品を徴収す。其吏員は勘定奉行の下に二分口奉公ありて一切を統理し役人手代と稱する小吏各所に駐在して監査徴収に服事し而して收納の銀兩は皆藩の金庫に入る其金額年々異同あれども安政三年より慶應元年十月より翌二年九月満一カ年の收納高二万八千五百三十八兩なり。

二分口は又単に口銀或は口前と通稱せり。紀州封内の二分口役所は合計百二十三ヶ所あり、役人手代も亦数百人、皆薄給の輕輩なり、二百年來の慣行に馴れ胥吏数年の熟練により百般の物品の量質個數價格鑑定の識別等厘毛も誤らずして荷主船子も敢て眩惑し得ず荷主も亦良く国法たるに服従せしと云う。今、二分口役所控に依り本村に關する部分を抄記せんに

下田原 四間に三間半
役所 五百石程
村高 百三十家程
家數 六艘
漁船 六艘
小舟 六艘
細魚網 三帖

四艘張 二帖
 地引 二帖
 磯打網 六帖
 餌網 (内間) 九帖
 鮎網 二帖
 かます網 二帖
 細魚網 一帖

釣船 九艘
 小舟 百二、三十人
 漁事

当浦は主に作方にて漁事は作間に相稼ぎ、山方も差しての木材等も出て不申候、尤も近年山追々切荒候付、此の節材木の出で少きとの事、磯運上と申し左の通り例年無口に上納有之候

下田原村より
 上田原村より
 佐部村より

六、拝借、米麦の事

南龍院公入国以来領内の貧窮にして自治し能わざる者を救済せんが為め、領内の各所に麦稗の類を貯えしめ、貧窮者ある時は、庄屋大庄屋をして出願せしめ、郡奉行、御代官の調査により之を貸与するの制を設け、借り入れの麦は翌年返納すべき規定なるも無資力には之を減免することとし、郡奉行は毎年春期に管内を巡視して、百姓の生活状態を視察し、貧窮者ある時は之を救済するの方を立てしめたり。又土木工事或は凶作の際及び百姓の困窮にして貢租に差支えある者に対しては米穀貸与の方法を設け無利息或は薄利にて弁賦償還せしめたり。今本村に於ける右に関する古文書を掲げて参考に供す。

一、御借麦の事

六十一石六斗三升五合三勺
 三石一斗
 二十四石九升一合
 三十三石五斗三升四合三勺
 此三十三石五斗三升四合三勺未納
 此三十三石五斗三升四合三勺未納
 此三十三石五斗三升四合三勺未納
 此三十三石五斗三升四合三勺未納

明和三年戊辰取立
 死失
 三十一人
 三十九人

右は御借麦当戊辰取立麦并に未納死失共書附指上申候尤取立麦之儀は私共預り御座候御用次第払上可申未納麦之儀も追々に取立申筈に申付御座候以上。
 明和三年戊辰五月

同所
 庄屋
 肝煎

翼 羽左衛門殿

(翼は古座組大庄屋也 西向住)

一、拝借仕御米之事

御米合 十八石二斗五合
 内 二石
 二石
 一石八斗
 十二石
 下田原浦
 太平次
 原三郎
 十五郎
 村中

右は当亥(明和四年也)納米の内村中諸稼飯米に拝借仕候処実正に御座候御米代銀返納之儀は来る子六月御直段相極次第急度上納皆済可仕候為後日御米拝借状依て件如。

明和四年亥極月

翼 羽左右衛門殿

下田原 庄屋 肝煎

七、明治初年旧村債 顛末

藩治時代に於ける拝借米麦の事は前記の如くなるが此の方法は明治の初年に至りても継続せり、今其の書類を左に概示すべし。

金穀貸下帳(折録)

元新宮縣第七大区十、十一、十二、十三、十四 小区副区长
 先般大蔵省より別紙写の通り御布達相成候就いては旧新宮藩正租雑税等不納貸し別帳仕出之通り有之分左の個條書之通り早急取調十一月五日迄に別帳相添え無遅緩可申出事
 明治六年十月十日

一、貸付金高の内辨済差引当時全く残高仕出書と相違無之坎村々引合せ可申出事
 新宮在勤所

一、但辨濟仕立の外に相納候分も有之候はば何れへ相納有之
年賦割合の通り可相納の処難渋又は凶作等にて自然未納延年
相成候分等は役柄可申出事

一、但し年賦割合之通り相納来候分は此限にあらざ
残金穀何程年賦切れに相成有之分、即今一時取立又は難渋村
等にて更に年賦不相成候ては納め難きか且年賦中之分此後割
合之通り相違なく納むべきかの有無等篤と取調候上見込可申
出事

但最初貸下の節返納振取捨無之分は此の後返納期限取調
可申出事

一、明治二年十二月
銀五十六貫七百五十目
此米 五十石
上田原村

是は近年凶作相續き其の上当七月大風雨にて立老傷多く殊に
諸事高直稼等も無之難渋願に依り貸下、午年(明治三年)より
無利息十ヶ年賦之筈
内 二貫七百五十二匁 午未年 納

一、明治四年未年
銀七十五貫五百五十匁 上田原村
此米 九十八石
是は凶作難渋願に依り貸下未年より十ヶ年賦の筈
内 二貫九百六十匁 未年 納

一、明治四年
銀三十一貫匁
此米 四十石
是は凶作に付極窮願に依り貸下無利息未年より六ヶ年賦
の筈
内 三貫百六十六匁六分 未年 納

この村債は其後明治十三、四年頃に至りても完納せざる書類あ
るも其の後の顛末は之を詳かにする能わず。

以上は太田組に属するものなるが、古座組に於ても同様の村債
ありて安政四年古座組在々にて

米 二十五石二斗六升の村債ありしが、
内 十四石三斗一升四合 元 納

安政四年より明治五年迄返納済
残米 十石九斗四升六合の内三分の一を政府の棄損とし
残米 七石二斗九升七合三勺三才

は明治六年より同十五年迄無利息十ヶ年賦処分済の書類あれど
も下田原村に属する金穀幾許ありしや今之を詳かにする能わず。
(附) 三分加免除願

古座組外四組の本藩領に於て貢租過約に付方出願の事あり、参
考の為其の顛末を左に記載す。

本藩領の古座組三尾川組江田組周参見組四番組の五組は、享保
元年中頻年凶作に遭遇し、貢租未納となり、一時納出の方法な
りしに依り年度嘆願の末、右未納高寛保元年より定年貢租へ五分
五厘を増し合計三分の増償還の許可を受け、延享二年より更に五
厘を増して合計三分の増租となりて三十余年間引続き増納したる
に由り最早最初の不納高皆済となりたるべしとて安永八年増免容
赦の義を出願せしに前年の不納貢租あればこの分へ相納め候旨申
し聞けられ更に増納すること数年に及び天明三年同八年両度歎
するも更に許可を得ず、文政六年に至り又々嘆願せるに貢租の不
納は皆済となりたれども加子米の滞納ありて矢張免除を得ず泣く
泣く増納を続けたり、弘化年中更に願せるに今回代官所より
初年よりの増納高と不納高と差引計算の上、弘化三年迄に三百九
十石の過納となりたる旨申開けられたるのみにて増納の義につ
ては更に何等の恩命に接せず明治二年迄二十二年間引続き増納し
来れるに由り右過納高下付の義五郷組合長より出願せるも爾来有
耶無耶の裡に歳月を経過し遂に地租改正に際するに至れり。五郷
にて三分の加免高一ヶ年間の過納高は九千四百五十三石餘となり莫大
の高とはなれり。
右は明治二年十月、三尾川組郷長、南輔、古座組郷長佐藤民治、

江田組郷長藤本源二郎周參見組郷長中田耕右衛門四番組郷長野長瀬七郎五名の連署を以て民政所へ嘆願せるも遂に何等の解決を告げずして其の儘となりしものなり。

八、明治初年の貢租

明治元年八月租税は暫く旧法を踏襲すべきの布達ありて税制は多く変更する所なかりき。然れども従来の如き検見の法に依るときは其の手續煩雜にして莫大の費用を要し、且つ其の弊害も少からざるを以て悉く三年の定免と定めたり。

米納の法は數百年來の習慣にして藩士の俸米の如きも現米を以て支給したりしが故に現米納付は止むを得ざるの情勢にして、本村内の下田原は古座組に、佐部上田原は新宮藩に輸送せしが明治維新以後は官公吏の俸給は凡て現金を以て支給することとなりたるが故に、農民も米納の苦よりも金納の利便を唱うるに至り官民の合意に依りて、明治五年壬申の貢米は現金を以て古座出張所に送納せり、而してその換算石高は一石に付三円四十一錢三厘二毛とせり。この換算石高は何を標準とせとやは分明ならざれども、其の翌年の四月七円十一錢、及び明治八年改租當時の五円四十七錢に比して遙に低位に在り、時価を標準とせしものなるべきか、かくて明治六年七月、石高の稱を廢し、次で地租改正の詔勅ありて従来の米納を凡て金納に改めたるも當時価査定業未だ緒に就かざるを以て従前の如く米納を許し其の内の幾分かは直に換算して徴収し明治八年に至りて全く金納に改めたり。

而して右の石高は毎年十月十五日より、十二月十五日まで六十二日間、和歌山、田辺、新宮三ヶ所の上げ米平均相場を取りて明治六年は郡村貢租石代納一石に付金四円七十一錢全七年は金七円二十八錢九厘二毛五と定めたり。

地租改正条例は、明治六年七月を以て發布せられたれば本縣は全七年四月改正の業に着手し、八年三月地租改正人民心得書を頒布し先ず第一着に地押丈量を実施したるに、山間溪谷或は海浜の砂地に於て新に発見られたる地所少なからず各実地の丈量を完了したる上に於て、先ず地位の等級を定め、之を各地平年の收穫に对照して茲に村位を定め一村内の一地一筆の割賦は人民の協議に一任したり。而して收穫米に課すべき地価は明治三年より七年に至る五ヶ年間に於ける和歌山、新宮、田辺三地方の米価を一石五円五十四

錢、麦価を一石三円とし之を標準として地価を査定せんとせしが縣内議論囂々として起り反対の陳情を存せしかば更に和歌山、粉川、橋本、湯淺、御坊、南部、日置、串本、新宮の十カ所の平均相場を取ることとし米価を一石五円二十七錢、麦価を一石三円十三錢と定め各郡より老農數十名を県庁に招集して隣村類地の比準より一村収利の厚薄を監査考定し尚之を各小区長に示して其の可否を論究せしめて之を査定せり。然れどもこの査定の新租により旧租より重き負担を受くに至れる村々は之を甘受承服せず數回の折衝を経て明治十一年に至り漸く解決するに至り、地租改正の事業一段落を告ぐるに至れり。

然れども本縣各町村の地価の他に比し高価なるよりして或は地価修正の請願となり、地租軽減の嘆願となりしが政府当局もここに見る所あり二十二年法律第二十二号を以て本縣并に大阪等の各府県に向うて特別地価修正を施行せられ、本縣にては田地価に於て一割八分余畑地価に於て二割一分余の軽減となりたるも尚他府県に比して高率なりしかば、明治三十一年に於て一割一分余を減じ、畑地価に於て一割九分余を減ずるに至れり。

九、村歳入出

明治の初年より明治十年に至るまで現今の村費に相当するものを民費と稱し、各地適宜の方法によりて之を徴収し、其の賦課法は一定せざりき。全十一年地方税規則の發布ありて、税法を統一し其の区町村限りの入費は之を協議費と稱し、其の区町村人民の協議によりて之を定むることとせり。然るに其の經費の收入支出高は文書の備はざるが為に之を詳らかにするを得ず。又明治十二年戸長役場設置以後に於ける役場費も文書散逸して之を詳らかにしがたし、只明治十五年七月より九月に至る三ヶ月間の戸長役場經費明細帳なるもの現存せり、左に之を摘記す。

明治十五年自七月至九月戸長役場経費明細表

下田原 佐部 上田原 三村組合
戸長 浦野沖

通計 金四十五円三十銭
即一ヶ月の戸長役場経費平均十五円十銭也しなり。

一金四拾五円三十銭 総計
内 十八円 戸長給料 三ヶ月分
十八円 手伝人 十六日分
三円二十銭 小使い給料 三ヶ月分
九円 半紙二千五百枚代

左に明治十七年以後協議費を改めて区町村費と称し、二十二年市町村制の実施によりて町村財政の制度茲に完備するに至れり。

歳入累年比較表(六年度以下ハ決算ニ依ル)

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
使用手数料	三九二〇〇	三七六〇〇	七八九〇〇	五八四〇〇	八二〇〇〇
縣補助金	七〇〇	七〇〇	七〇〇	一四〇〇	三〇〇
郡補助金	〇	〇	〇	二六四〇	二八〇〇
繰越金	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二六八〇	二八〇〇
雑収	一四一〇	一八二〇	一七七一	六三六八	四〇〇〇
國庫村稅	一四一〇	一八二〇	一七七一	六三六八	四〇〇〇
國庫下渡金	五一三	四六〇	五三九	五九二	六四〇
財産賣代	一九〇	二五〇	二八七	二八五	二八五
財産收入	二二〇	二五八	二九四	二八八	二八五
合計	七一六七六	七二五七一	三六六八九	七二五七一	一六一四八〇〇

歳出累年比較表(六年以下八決算ニ依ル)

科目 (經常部)	大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年	
	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位
役場費	一八二八八九二		一六三六五八〇		一六四二八〇五		一九一四九二七		二五九七〇〇〇	
會議費	三九〇〇〇		二八五九〇〇		二四八五〇〇		四〇〇八五〇		一三四五〇〇〇	
土木費	二七七六五一九		二七四一三七〇		五九七二五〇		三〇〇〇〇〇		一三三〇〇〇〇	
小学校費					二七三三二九五		一九一二七五〇		二八一三〇〇〇	
裁縫學校費					二七三〇八九五		一九一〇〇〇〇		三七三〇〇〇〇	
學事諸費					三三〇〇〇〇		三九一〇〇〇〇		三六〇〇〇〇〇	
傳染病予防費	三一四〇〇		一三九〇〇		六四九一〇〇		六七九〇〇〇		八〇〇〇〇〇〇	
隔離病舎							四八八〇〇〇		二八〇〇〇〇〇	
勸業諸費	六三九五六		三四一七五		二四五三五		八〇八〇〇		一〇五〇〇〇〇	
救急費	三五〇〇〇						二八〇八〇〇		一〇〇〇〇〇〇	
警備費							四八〇〇		三〇〇〇〇〇	
諸稅及負擔費	一九四九一〇		二二八〇六〇		三三一九三〇〇		一三九七九〇〇		四三三〇〇〇〇	
衛生費							三三九七九〇〇		六〇〇〇〇〇〇	
雜支費							一四七九〇〇		六〇〇〇〇〇	
財產支出	六三三〇〇		六七五八〇〇		二一〇八三〇〇		三三七八〇〇		一六〇〇〇〇〇	
植林費							二六二〇〇〇		九〇〇〇〇〇	
財產造成費							七五八〇〇		六〇〇〇〇〇	
予備費							八二〇〇		〇〇〇〇〇	
計	五二九二七四七		五四三七五一五		五〇九三五一五		五六五八〇二二		七二四五六〇〇	
補助金	一一〇〇〇		四七〇〇〇		六八〇〇〇		一一〇〇〇		一七四〇〇	
財產造成費							二八〇〇〇			
郷土史編纂費							〇〇〇			
小学校營繕費	四〇〇〇〇		四七九二〇		九九九六二五		一二〇〇〇		八九〇〇〇	
勸業費	五一〇〇〇									
計	五三四三七四七		三四八五四八五		六〇九三一四〇		五七七八〇二二		一六一四八〇〇	
歳出合計										

国税負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
所得税	二八五〇	二七四〇	二七三二	二七〇五	二七〇四
営業税	一六〇八	一六七一	一七七一	一八〇三	一八〇三
営業用油	一ナシ	一〇九二	一〇七五	一〇五〇	一〇五〇
自家用油	一ナシ	一〇九二	一〇七五	一〇五〇	一〇五〇
随時収入	三三〇二	三五八二	三八四二	三二六一	三二六一

縣稅負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
地租	一二六二	一三九七	一四〇〇	一四三三	一四三三
國稅附加	二七三六	二九二二	二九〇〇	二九〇〇	二九〇〇
所得稅附加	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
營業稅附加	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
營業稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
雜種稅	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
戶數割	二四八〇	二六五二	二六〇〇	二七〇〇	二七〇〇

村稅負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
地租	五七〇二	五四九七	五四二六	五四二二	五四二二
所得稅	二五〇二	二〇〇〇	二一七三	二二八五	二二八五
營業稅	二五〇二	二〇〇〇	二一七三	二二八五	二二八五
營業稅附加	二五〇二	二〇〇〇	二一七三	二二八五	二二八五
營業稅	二五〇二	二〇〇〇	二一七三	二二八五	二二八五
雜種稅	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
營業稅	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
戶數割	四一八六	四三七一	四三〇〇	四三三三	四三三三

科別計	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
(縣稅附加稅)	ナシ	二一八七〇	一四八一九〇	二一八四四〇	
特別計	五〇九〇〇四〇	四六〇三八五〇	五三九四六八〇	五九二八八八〇	

現住一戸に対する諸稅負担累年比較表

科目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年
國稅	一、五九九九余円	一、四九〇八余円	大正五年	大正六年	大正七年
縣稅	一、七四円	一〇、三四円	一一、八円	一三、一円	
村稅					
計					

十、基本財産

縣當局は明治式拾七年七月訓令を發して、市町村基本財産蓄積の事を諭し、次で同式拾九年八月將來市町村の歳計は各其の基本財産より生ずる収入を以て維持すべき旨を更に諭す所ありたり。これより穀町村は條例を設け前年度決算の剰余、或は臨時の收入、國庫交付金、縣交付金等を蓄積するの制度を設けたり。本村に於いても之に準拠して蓄積する所あり、明治參拾五年には基本財産蓄積條例を定め爾來実行せるが大正五年七月之を蓄積するの制に改めたり、又別に小学校基本蓄積規定を定め明治四拾參年七月よりこれを実行せり。

大正七年二月の現在基本金左の如し

村基本財産の部	帝國五分利公債証券額面金四百円	鎌留山一ヶ所	鬼和田より荒船高浜迄	同小舟四艘
現金	六千五百五十三円二十五錢	いさば舟一艘	川艦一艘	
小学校基本財産の部	(外に土地山林は之を略す)	諸僚船六艘	細魚網三帖	
現金	三百四十九円八十九錢	浦神との境山中峠より鬼和田迄		
(付表)	安永二年(二七七三) 差出帳 (下田原分)	上田原佐部村との境岩屋口迄		
	文政元年(二八一八) 郷帳 (佐部上田原分)	池ノ口高河原村との境津屋口迄		
	明治七年一月調 管轄表 (佐部上田原分)	畑出合大山へり迄		

右は御改に付書附差上申候
安永二年巳二月

中西孫左右衛門殿
下田原浦庄屋
同所肝煎
右同断
太平次
十五郎
平三郎

文政元年郷帳(佐部)
佐部村
松田為兵衛

一、高
内 百七十九石二斗五升八合
不足高

此反別高内
上ノ上田 一町三反九畝 三歩
上ノ上田 二町二反七畝 二十一歩
中田 一町八反 十四歩
下田 一町三反八畝 二十一歩
下ノ下田 四町八反 二十一歩

烟方四町八反九畝二十七歩
内上ノ上田 三反九畝二十四歩
上田 七反四畝 六歩
下ノ下田 四反四畝 二十七歩
下ノ下田 二町二反四畝 二十七歩
切畑 六反二畝 十二歩
屋敷 一反八畝 十五歩
紙茶 三十二斤百十五匁
紙木 二束半

残高合計 百七十八石七斗二升八合
内 上ノ上田 一升七合
上田 二石三斗八升四合 三歩
上田 五石六斗三升二合 古荒

古荒
古荒
古荒

下田 五反一畝六歩
中畑 五斗六升二合五勺
下畑 四畝十五歩
下畑 八升
下畑 一畝
下畑 二石一斗一升六合
下畑 五反二畝二十七歩
切畑 八升
下畑 二斗八升
下畑 二斗八升
下畑 三畝十五歩
中田 六斗一升七合八勺
中田 四畝十八歩
下田 一斗五升七合
下田 一畝十二歩
下田 三斗二升
下田 四畝
下田 一斗二升
下田 一畝十五歩

小計 百六十六石三斗六升三合七勺
高内 百二十八石三斗四升八合二勺
此町 百十町六反六畝十五歩
此内 上ノ上田 一町三反九畝 六歩
高 二石三斗六升四合
高 二石四斗八升二合二勺
高 二石五斗四升二合二勺
高 三石四斗八升二合二勺
高 三石六斗六升四合
高 三石四斗六升四合
中田 一町七反五畝 十二歩
下田 六反七畝 九歩
下田 四町七反一畝二十一歩
高 三石七斗七升八合
高 三石七斗七升八合
高 三石九斗六升五勺

寅当毛荒
申当毛荒
申当毛荒
申当毛荒
申当毛荒
丑四月当毛荒
古荒
古荒
古荒

古荒
古荒
古荒

此町 四町二反七畝十五歩
此内訳

高六石一斗六升九合 上ノ上畑 三反九畝二十四歩

高七石四斗七合 上畑 四反八畝十八歩

高八石七斗一升二合五勺 中畑 六反九畝二十一歩

高三石一斗二升 下畑 三反九畝

高六石八斗八升 下ノ下畑 一町七反二畝

高一石一斗六升八合 切畑 五反八畝十八歩

高二石五斗八合 屋敷 一反八畝十五歩

高二石二斗七升九合 茶 三十二斤百五十匁

高五升 紙木 二束半

一、家数 合計三十七軒(内小屋十七軒)
内訳

十一軒 本役棟

三軒 庄屋肝煎歩行

二軒 寺鍛冶

四軒 半役隠居

一、人数 二百三十三人 男百十二人 女百二十一人

一、牛数 二十四頭 但し牡牛

一、高絶申候者無御座候

一、纏一本 鉄砲四挺 内 二挺獵師筒 二挺おどし筒

一、高張提灯一本

一、受数十六ヶ所

下鍛冶一人

一、普濟寺(太田大泰寺末寺) 禅宗臨濟宗
一、玉泉庵(太田大泰寺末寺)
一、氏神宇佐八幡 以上 庄屋 嘉惣次

文政元年寅六月 以上 庄屋 嘉惣次

一、文政元年郷帳 上田原村 松田為兵衛

一、高二百四十四石七斗三合 此町 二十町一反三畝四歩

此内 十六町七反二畝二十四歩 田方

上ノ上田 二町三反八畝九歩 十七盛

上ノ中田 二町九反二畝十八歩 十六盛

中ノ下田 一町一反二十四歩 十四、五盛

下ノ下田 六町一反七畝六歩 十一盛

見付田 三町六反六畝二十四歩 八盛

此町 九畝二十八歩 畑方 六、五盛

此内訳 上ノ上畑 三反四畝 十五、五盛

上ノ中畑 七反六畝九歩 十四、五盛

中ノ下畑 六反七畝五歩 十二、五盛

下ノ下畑 三反七畝二十七歩 八盛

見付畑 八反四畝二十七歩 四盛

屋敷 一反五畝七歩 二盛

紙茶 二反九畝十二歩 二盛

一、高一石五斗 千賀嘉兵衛打出シ

一、高合内 二百四十四石七斗三合 古荒

上田 九畝二十七歩
 中田 三石一斗三合
 下田 二反一畝十二歩
 下ノ下田 二反二畝
 中田 六石二斗四升
 下ノ下田 七反八畝
 下ノ下田 一石一斗七升四合五勺
 中田 八畝三歩
 下ノ下田 一斗六升
 下ノ下田 二畝
 下ノ下田 八斗
 下ノ下田 三斗九升六合
 下田 三畝十八歩
 小計 十六石六升九合
 殘高内訳 二百二十八石四斗三升四合
 上ノ上田 高百八十七石四斗六升五合
 此町 十五町一反六畝三歩
 上ノ上田 二町三反八畝九歩
 上田 四十石五斗千升一合
 上田 二町八反二畝二十一歩
 上田 四十五石二斗三升二合
 中田 七反八畝十八歩
 中田 十一石三斗九升一合
 下田 五町九反一畝十八歩
 下田 六十五石七升六合
 下ノ下田 二町七反六畝二十四歩
 見付田 高二十二石一斗四升四合
 見付田 高四反八畝二歩
 外に 高三石一斗五合
 此町 高三町九畝二十八歩
 畑方 畑方
 古荒
 古荒
 古荒
 申当毛荒
 辰当毛荒
 寅当毛荒
 右同断

此内訳 上ノ上畑
 三反四畝
 五石二斗七升
 七反六畝九歩
 十一石六升四合
 六反十五歩
 七石五斗六升三合
 三反七畝二十四歩
 三石二升四合
 三石二斗九升六合
 八反四畝二十七歩
 三石三斗九升六合
 一反五畝七歩
 三斗五合
 一畝六歩
 二升四合
 二反九畝十二歩
 四石一斗一升六合
 六十四斤百七十匁
 四石五斗三升八合
 六束
 一斗二升
 一石五斗
 一石四斗三升四合
 一、外に軒(内小屋) 都合三十六軒
 残高合計 二百二十八石四斗三升四合
 軒 軒
 本役棟
 庄屋肝煎歩行
 寺庵
 神主
 半役隠居
 人数合計 二百五十六人 内男百四十人 女百十六人
 人数合計 五軒
 高絶申出者無御座候 但し雄牛
 牛数合計
 (内四升九合新検地帳ニテ不足有)
 千賀喜藩打出シ

一、鉄砲六挺 内三挺 獵師筒 三挺 おどし筒
 一、纏一本
 一、高張提灯一本
 一、受数二十九ヶ所
 一、米三斗 仕舞た屋 大工一人
 一、招華山正法寺(太田大泰寺末寺) 禪宗臨濟宗
 一、秀田庵 (右同)
 一、氏神宇佐八幡
 以上
 文政元年 寅六月 庄屋 森右エ門

明治七年一月調 管轄表 (佐部村) 副戸長 地中佐平治

本田反別十七町一反四畝九歩 貢米百二石一斗七升七合
 新田反別二町一反十八歩 米三石七斗三升七合
 藪反別九畝二十六歩五厘 金二十六錢六厘
 藪反別九町三反四畝二十三歩五厘 口米二石一斗一升八合
 貢 米百五石九斗一升四合 雑税 牛馬売買税一円
 貢 金二十六錢六厘 雑税

総戸数四十六軒 人員二百一十一人 男 百四十二人 女 百二十二人

末寺 一
 農戸数四十五軒 人員二百六十一人 男 百三十九人 女 百二十二人
 雑業戸数 一 人員五人 男 三人 女 二人
 牛二十六頭 人員五人 男 三人 女 二人
 副戸長 一人 一ヶ所 牡 十二頭 牝 十四頭
 穀倉 一人 一ヶ所

明治七年一月調 管轄表 (上田原村) 副戸長 畑中甚三郎

本田反別二十一町二反八畝一歩五厘 貢米百五石二斗一合
 新田反別八町四反三畝九歩 貢米十五石九斗六升一合
 藪反別七反五畝二十三歩 貢金 一円四錢三厘

総計 三十町四反七畝三歩五厘 貢米 百二十一石一斗六升一合 貢金 一円四錢三厘

雑税 口米 二石四斗二升三合 牛馬売買税 一円

総戸数 六十軒 人員二百七十六人 男 百四十七人 女 百二十九人

神 社 一 人員 百四十三人 男 七十六人 女 六十七人

末 社 一 人員 百三十三人 男 七十一人 女 六十二人

農 戸 数 二十五軒 人員 百四十三人 男 七十六人 女 六十七人

雑業戸数 三十五軒 人員 百三十三人 男 七十一人 女 六十二人

牛三十六頭 男 七十一人 女 六十二人 牝 三十五頭 牝 一頭

第六章 産業

一、職業別戸口

本村は農業を以て主要生業とし之を本業とする者二百三十三戸に及べり。漁業は本業者六十八戸副業者三十一戸にして殆ど全戸数の九割に減ぜり。林業者は本業者十七戸副業者二十戸、商業者は本業者二十三戸副業者三十六戸、鉱業者は本業者十四戸副業者九戸、交通業は本業者七戸副業者三戸其他の者は本業四十三戸副業三十七戸にして無職業者は皆無なりとす。(大正六年調)